

令和2年4月14日

**新型コロナウイルス感染拡大に伴う植込み型デバイス診療
(医療機関における ICD 患者の自動車運転診断書作成) に関するお知らせ**

日本不整脈心電学会デバイス委員会 委員長 安部治彦
日本不整脈心電学会 理事長 野上昭彦

先般、新型コロナウイルス感染拡大に伴う心臓植込み型デバイス患者への対応につき、1) 不要不急のデバイス手術や外来フォローを極力回避していただくこと、2) 遠隔モニタリングによる長期フォローアップを可能な限り行っていただくこと、の2点について会員の皆様をお願いを申し上げたところです(令和2年4月2日)。

ICD患者の自動車運転につきましては、6ヶ月毎の各都道府県公安委員会への診断書提出が義務付けられていますが、下記の点をご配慮頂きますようお願いいたします。

尚、運転免許に係る行政処分は各都道府県公安委員会によりなされますので、個別の事案につきましては各都道府県公安委員会に直接問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

- 1、診断書記載には、直近6ヶ月間の「ICD作動の有無」及び「意識消失の有無」の情報が必要です。
- 2、「ICD作動の有無」については、必ずしも対面診療によるデバイスチェックデータのみならず、遠隔モニタリングによりICD作動の有無を判断することは可能と思われます。
- 3、「意識消失の有無」については、ICD患者から受診時に確認をとる必要がありますが、現在医療機関への患者受診が困難な状況にあるため、当面の間、診断書作成時に電話等による確認で代用される場合があります(その場合には、診療カルテにその旨を必ず記載のこと)。

以上